

補助金制度概要

※補助制度の詳細については地域医療課のホームページをご覧ください

I 補助制度一覧

1 新人看護職員研修事業費補助金

(1) 目的

新人看護職員（免許取得後に初めて就労する者）に基本的な臨床実践能力を獲得させるための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。

(2) 制度概要

ア 補助対象

国が制定した「新人看護職員ガイドライン」に沿って卒後臨床研修を実施する病院等

イ 補助基準額及び補助率等

	内 容	対象経費	補助率
新人看護職員研修	◎補助対象 国が制定した「新人看護職員ガイドライン」に沿って卒後臨床研修を実施する病院等	【新人研修経費】 ◎対象経費：指導者等に係る人件費、報償費及び旅費、需用費、役務費、使用料等 ◎基準額：新人看護職員数1人：440千円、2人以上：630千円 ※上記に保健師、助産師研修のいずれかを実施する場合・・・1人：586千円、2人以上：776千円 ※上記に保健師、助産師研修の両方を実施する場合・・・2人以上：922千円 ----- 【教育担当者経費】 ◎対象経費：謝金、人件費、手当 ◎基準額：新人看護職員5人毎に215千円（上限70人）	10/10
医療機関受入研修	◎補助対象 新人看護職員の卒後臨床研修を独自で実施できない病院等の新人看護職員を受入れ、研修を実施する病院	◎対象経費：指導者等人件費、需用費、役務費、備品購入費、使用料等 ◎基準額(受入人数) ・1～4人：113千円 ・5～9人：226千円 ・10～14人：566千円 ・15～19人：849千円 ・20人以上：1,132千円	10/10

2 病院内保育所運営費補助金

(1) 目的

病院内保育所の運営費に対して助成することにより、医師・看護師等医療従事者の離職防止及び未就業有資格者の再就業の促進を図る。

(2) 制度概要

ア 補助対象

病院内保育所を運営する病院等の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）

イ 補助基準額及び補助率等

別添「令和3年度病院内保育所運営事業計画書作成資料1～4」を参照願います。

3 病院内保育所施設・設備整備事業費補助金

(1) 目的

病院内保育所の新設に係る施設・初年度設備整備に対して助成することにより、医師・看護師等医療従事者の離職防止及び未就業有資格者の再就業の促進を図る。

(2) 制度概要

ア 補助対象

新たに病院内保育所を整備する病院等の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）

イ 補助基準額及び補助率等

区分	補助対象経費	基準額	補助率	
施設整備	病院内保育所の開設に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	基準額＝基準面積×単価 基準面積＝（収容定員＜上限 30 人＞× 5 m ² ）	1 / 2	
		単価表		
		構造別		単価（円/m ² ）
		鉄筋コンクリート又は木造		162,300
		ブロック	142,200	
設備整備	病院内保育所の開設に必要な初年度設備の購入等に要する経費（1品当たり 5 万円以上）	要した経費（上限 1 百万円）	1 / 2	

4 看護師勤務環境改善施設整備事業費補助金

(ナースステーション等整備)

(1) 目的

看護職員が働きやすい合理的な病棟づくり等の勤務環境改善に要する経費の一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図る。

(2) 制度概要

ア 補助対象

病院のナースステーション（看護師詰め所）、処置室、カンファレンスルーム（症例等検討会議室）、仮眠室及び休憩室等の新築、増改築、改修など、看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりのための勤務環境改善事業を実施する病院又は診療所の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的事業者を除く）。

イ 基準単価等

RC造、木造	159,900 円/m ²
ブロック造	139,700 円/m ²

* 1 看護単位当たり 50 m²を限度とする。

* ナースコール（コードレスのものに限る。）を更新付設する場合は、114,200 円/m²を上乗せする。（ナースコールのみの整備は補助対象とならない。）

ウ 補助率 33 / 100

エ 補助額算出方法 （建築単価＋ナースコール単価）×看護単位面積計×補助率

オ なお、当事業については、同一病棟において医療施設近代化施設整備事業の補助金申請をする場合は、同時申請できませんので御了承ください。

(看護師宿舎施設整備事業)

(1) 目的

看護師宿舎の個室整備に係る経費の一部を補助することにより、看護職員の定着促進を図る(宿舎利用は看護職員のみを対象とする)。

(2) 制度概要

ア 補助対象

看護職員の離職防止対策の一環として看護師宿舎を個室整備するための施設整備事業を行う病院又は診療所の開設者(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人及び公的事業者を除く)。

イ 基準単価上限

RC造、木造	178,500 円/㎡
ブロック造	156,000 円/㎡

* 1室当たり 33㎡を限度とする。

ウ 補助率 33/100

エ 補助額算出方法 単価×部屋面積×戸数×補助率

5 医療勤務環境改善事業費補助金

(1) 目的

病院の管理者が医師、看護師等の医療従事者等の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境を改善する活動を促進する

(2) 制度概要

ア 補助対象病院

①～③を全て満たす県内病院(ただし県立は除く)

①厚労省の「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づく勤務環境改善計画を、ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて作成する病院

②改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施する病院

③これまでに当該補助金を2度受けていない病院

イ 補助対象事業

改善計画に定められ、かつその計画に基づいて実施する以下の内容若しくは就労環境の改善に効果的であると知事が認める事業

・働き方・休み方改善

勤怠管理システムの整備、医療クラークの配置に係る研修 等

・働きやすさ確保のための環境整備

相談窓口設置に係る備品整備 等

・働きがいの向上

復職支援に係る研修 等

ウ 対象経費、補助基準額及び補助率

補助対象経費	基準額	補助率
・ソフト事業 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金 ・設備整備事業 備品購入費	6,000 千円	1/2

※補助事業実施に先立ち病院全体の「勤務環境改善計画」を策定する必要があります。令和5年度中に「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」のアドバイザーの助言・指導により「勤務環境改善計画」の見直しを行います。

6 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金

(1) 目的

地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくため、地域医療勤務環境改善体制整備事業を行う事業者に対し、補助金を交付する

(2) 制度概要

ア 補助対象病院

①～⑤を全て満たす県内病院（診療報酬の「地域医療体制確保加算」未取得であること）

①以下のいずれかを満たすこと

- ・救急搬送受入件数が年間 1,000 件以上 2,000 件未満
- ・救急搬送受入件数が年間 1,000 件未満かつ、休日夜間時間外入院件数が年間 500 件以上
- ・地域医療の確保に必要な医療機関 等

②月の時間外労働が 80 時間超の医師を雇用（予定含む）

③36 協定で全員又は一部医師の年時間外労働等が 960 時間超（見直し予定若しくは検討を含む）※ 派遣によって長時間労働となる医療機関の場合要件としない

④多職種からなる役割分担推進のための委員会等設置

⑤勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の策定

イ 補助対象事業

「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」（≠医師の労働時間短縮計画）に基づく総合的な取り組みに要する経費

（対象事例）

- ・勤務医の労働時間短縮に繋がる備品整備費
- ・医師事務作業補助者、看護補助者の人件費

ウ 対象経費、補助基準額及び補助率

補助の対象		補助率（額）	
補助対象経費	補助基準額		
地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費	病床機能報告により県へ報告している稼働病床数（療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数、児童精神科を根拠とする病院の場合は児童精神科病床数とする。）に 133 千円（令和 2 年度に当該補助金を活用していない医療機関については、令和 3 年度に限り 266 千円）を乗じて得た額とする。ただし報告している病床数が 20 床未満の場合は 20 床として算定する。	資産の形成に繋がると知事が認める事業 9/10	その他の事業 10/10
		補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。	

7 看護の質向上促進研修事業費補助金

(1) 目的

研修機会の少ない中小病院や診療所等に勤務する看護職員に対する研修を実施し、安全な医療・看護を提供する体制を整える

(2) 制度概要

ア 看護の質向上促進研修事業費補助金

(ア) 看護師特定行為研修派遣事業

補助対象者	病院、訪問看護ステーション又は介護老人保健施設
補助対象経費	指定研修機関の入学料、授業料
補助基準額	44万円(大学院を除く研修機関の受講料の平均額)
補助率	1/2

(イ) 認定看護師教育課程派遣事業

補助対象者	300床未満の病院、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、認知症疾患医療センター（認知症看護分野のみ）
補助対象経費	認定看護師教育課程の入学料、授業料
補助基準額	73万円
補助率	1/2

イ 研修派遣機関代替職員確保事業費補助金

補助対象者	300床未満の病院、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、認知症疾患医療センター（認定看護師教育課程 認知症看護分野のみ）
補助対象経費	特定行為研修及び認定看護師教育課程に職員を派遣中に雇用した代替職員の賃金
補助基準額	179.2千円×雇用月数 [補助対象上限月数] 特定行為研修：12月 認定看護師教育課程：7月
補助率	1/2

ウ 特定行為研修運営事業費補助金

補助対象機関	特定行為研修を実施する協力施設
補助対象経費	ア 初度整備助成にかかる経費（賃金、報償費、旅費、需用費等） イ 運営費にかかる経費（指導者及び事務職員にかかる賃金、報償費）
補助基準額	2,000千円
補助率	定額

II 備考

これらの補助事業は、国の地域医療介護総合確保基金を活用して県が補助する制度です。このため、国の基金事業の交付額などの状況によっては、基準額を下回る金額での補助決定や不採択などの場合もありますので、予め御承知ください。